

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 76

◆ 目次

1. 主要トピック

アフリカ全域

- ・ AfriPI が OAPI 加入国の裁判官協会設立を支援

エジプト

- ・ 知的財産戦略の発表

ケニア

- ・ 人物写真を被写体の同意なく広告に使用することは知的財産権の侵害に相当すると裁判所が判示
- ・ 模倣品取締機関（ACA）によるオンラインの模倣品取引への対応
- ・ ACA による知財エンフォースメントに関する知財教育
- ・ ACA が新たな知的財産権登録制度を解説
- ・ 模倣品の石油製品を ACA が押収

ナイジェリア

- ・ ナイジェリア知財法の刷新に向けて

南アフリカ

- ・ 憲法上の必須事項を導入するために特許法の改正が必要
- ・ ソフトウェア特許
- ・ 論争の的となっている著作権法改正案を下院が採択

ウガンダ

- ・ 商標権侵害/詐称通用（パッシング・オフ）に関する判決

ザンビア

- ・ 電子文書による商標登録証が発行される見込み
- ・ 新たな商標法案

2. 他のトピック

ナイジェリア

- ・ 図書館業務における著作権コンプライアンスを保証 – ナイジェリア著作権委員会議長
- ・ 今日の現実に即したナイジェリア知財法の近代化 – Malami 氏（弁護士）

南アフリカ

- ・ モデルナの特許に対抗して mRNA 使用を保護するよう諸団体がランプーサ大統領に要請
- ・ AAD 2022（アフリカ航空宇宙エキスポ）において南アフリカの防衛関連の知的財産が市場に提供される

◆ ニュース

1. 主要トピック

アフリカ全域

・ AfrIPI が OAPI 加入国の裁判官協会設立を支援¹

AfrIPI は、2022 年 10 月 12 日から 14 日にかけて、ダカール（セネガル）において OAPI との共催による「裁判官協会設立総会」（Constitutive General Assembly of the Association of Judges）を開催した。この集会の目的は、裁判官協会の規則を採択し、同協会の活動基盤を構築し、法律学データベースという課題について話し合うことである。

エジプト

・ 知的財産戦略の発表²

2022 年 9 月 21 日、エジプトのモスタファ・マドブリー首相は、知的財産に関するエジプトの国家戦略を発表した。この発表の場には、世界知的所有権機関（WIPO）ダレン・タン事務局長が立ち会った。

今回発表された戦略には、知的財産に関する法的環境の整備を進めるとともに、行政サービスのデジタル化をサポートするという 2 つの目的がある。さらに、エジプトの教育課程にイノベーションという概念を取り入れることも、戦略目的の一つである。この戦略は、WIPO の「開発アジェンダ」（Development Agenda）、国連の「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goal）、エジプトの「ビジョン 2030」（Vision 2030）の趣旨に即したものである。

ケニア

・ 人物写真を被写体の同意なく広告に使用することは知的財産権の侵害に相当すると裁判所が判示³

ケニアのある大学が、特定の講座の広告に 1 人の女性（かつて学生としてこの大学に在籍していた）の写真を使用した。だが、大学側は写真の女性から事前に同意を得ていなかったし、女性に対する報酬を支払ってもいなかった。この女性は高等裁判所に訴訟を提起した。原告が特に主張したのは、原告の知的財産および人格権の侵害であった。

女性の訴を審理した高等裁判所は、自らの判断を示すにあたって南アフリカの判例に言及している。その判例によれば、人格権は「個人が自らの氏名、画像、似顔絵および人格を市場に提供し、管理し、それらから利益を得る排他的権利を包含している…一般論として、人格権は、プライバシー権

¹ <https://internationalipcooperation.eu/en/afripi/activities/support-creation-association-judges-oapi-member-states>

² <https://english.ahram.org.eg/NewsContent/1/2/476525/Egypt/Society/Egypt-launches-National-Strategy-for-Intellectual-.aspx>

³ <http://kenyalaw.org/caselaw/cases/types/50/500/>

High Court of Kenya, Constitution and Human Rights Division, Catherine Njeri Wanjiru v Machakos University, LJ Muigai, dated 3 August 2022
Petition NO. E021 of 2021.

とパブリシティ権という 2 種類の権利から構成されている」。高等裁判所は以上を引用した上で、「個人の画像は同人の人格の主要な属性のひとつを構成する」と述べている。

かくして高等裁判所は知的財産権、パブリシティ権および人格権の侵害があったとの判断を示し、差止命令と損害賠償を認めた。

・ 模倣品取締機関（ACA）によるオンラインの模倣品取引への対応⁴

模倣品取締機関（Anti-Counterfeit Authority ; ACA）は、自国の電子商取引用のプラットフォームが模倣品取引の温床となるのを確実に阻止するため、ケニアのデジタル市場との提携を計画している——模倣品取引の場が、オンライン・プラットフォーム、ソーシャルメディア、インスタントメッセージ・サービスといったデジタル環境に移行しつつあることを示す報告が多数存在するようだ。

オンライン・プラットフォームの運営者に当該プラットフォームで商品を提供するベンダー層を評価させ、ベンダーが一定の要件を確実に満たすようにする、というのが当局の考え方である。こうしたプロセスの中で、模倣品を販売している悪徳業者は駆逐されることになるだろう。

・ ACA による知財エンフォースメントに関する知財教育⁵

模倣品取締機関（ACA）は、国家産業訓練機構（National Industrial Training Authority ; NITA）と提携して、知的財産のエンフォースメントに関する教育カリキュラムの開発に取り組むこととなった。

これら 2 つの機関は、知的財産と模倣品問題に関する教育を必要とする層が次第に拡大しており、もはや学術機関や専門家（知財実務者や ACA 職員）だけに留まらないと考えている。知財教育の需要は、今や、企業の幹部、知財を扱う行政機関の職員、知財運用に携わる弁護士以外の人々にまで広がっているのである。

・ ACA が新たな知的財産権登録制度を解説⁶

ACA は自らのウェブサイト上で 1 件の記事を公開し、その記事の中で様々な論議を巻き起こしている新たな知的財産権登録の制度を解説し、ケニアに商品を輸出している外国企業に適用される知的財産権登録の要件を説明した。ACA の記事の中で重点的に説明されているのは、「ACA 統合管理システム」（ACA Integrated Management System ; AIMS）を介して登録を行う方法である。また、同じ記事の中で、この制度の新たな施行日が 2023 年 1 月 1 日であることも明らかにされた。

⁴ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/320-anti-counterfeit-authority-eyes-a-plan-to-partner-with-e-commerce-platforms-to-weed-out-online-counterfeiting>

⁵ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/324-partnership-with-nita-to-develop-training-of-trainers-curriculum-and-training-manual>

⁶ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/323-ipr-recording-rules-a-key-weapon-in-counterfeits-battle>

・模倣品の石油製品を ACA が押収⁷

ACA は、模倣品と思われる石油製品 467 点を押収した。これらの製品には、大手石油資本の一角を占めるトタル社の商標に類似した商標と記章が表示されていた。商品が押収されたのは、ケニアとウガンダを隔てる国境付近で実施された強制捜査の現場である。その後、トタル社によって告発状が提出された。トタル社の広報担当者の言によれば、今回押収された模倣品の品質は劣悪であり、エンジンに損傷を与える可能性があるだけでなく、爆発や火災の原因ともなりうるという。

見積もりによれば、ケニアで販売されている潤滑油の 20%程度が模倣品と考えられている。

ナイジェリア

・ナイジェリア知財法の刷新に向けて⁸

最近開催されたカンファレンスにおいて*、ナイジェリア司法省の訟務長官と秘書官を兼任する Beatrice Jedy-Agba 女史は、ナイジェリア当局はナイジェリアの知的財産制度全体の近代化に積極的に取り組んでいると発言した。女史の言う近代化の対象には、商標、特許、登録意匠が含まれる——ナイジェリア著作権法はすでに改正されている。

*ナイジェリア連邦共和国の「知的財産に関する国家政策および国家戦略案」の検証のために 3 日間にわたってアブジャの United Nations House で開催された、国家的なマルチステークスホルダー・ワークショップ。

南アフリカ

・憲法上の必須事項を導入するために特許法の改正が必要⁹

新型コロナ危機とワクチン特許を主題とした記事の中で、筆者の Candice Sehoma と Baone Twala は以下のような主張を展開している。

- 南アフリカの特許法は早急に刷新する必要がある——同法が最後に改正されたのは 1970 年代のことである。
- 前回の改正以降に南アフリカは憲法を制定したが、その憲法は、国民が医薬品を利用しうることを保証する義務を国家に課している。
- 南アフリカの当局は何年か前に特許審査を導入する必要があることを認めているが、そのために必要な変更は未だ実現されていない。
- 特許審査の導入により、保護範囲が広すぎる特許——モデルナ社が mRNA 技術に関して持っているような特許——の付与は妨げられることになるだろう。前記のモデルナ社の特許は南アフリカでは付与されているが、他の国々（ブラジルや中国など）では付与されていない。

⁷ <https://www.aca.go.ke/media-center/news-and-events/319-counterfeit-motor-vehicle-engine-oil-trade-busted-in-busia-kenya-uganda-border-town>

⁸ <https://trojan.com.ng/un-group-fq-to-strengthen-intellectual-property-policy/>

⁹ <https://www.news24.com/news24/columnists/questcolumn/opinion-trips-non-waiver-outcome-highlights-need-for-domestic-intellectual-property-law-reform-20220907>

・ソフトウェア特許¹⁰

ある雑誌記事の中で、特許弁護士の Lance Abrahamson は、南アフリカがソフトウェア特許に関して抱えている問題はなかなかの難問であるという事実を様々な角度から論じている。

著者の指摘によれば、南アフリカ特許法の第 25 条(2)は、コンピュータソフトウェアの特許性を排除している。だが、この排除については第 25 条(3)の制限が適用される。第 25 条(3)は、発明が「そのような (as such)」主題に関係する範囲でのみ特許性の排除が適用されると規定している。この制限は、技術的効果を有するソフトウェアは特許を受けることが可能であるという趣旨に解釈されてきた。別の言い方をすれば、ソフトウェアが特許性を認められるためには、特定の問題に対する技術的解決を提供するものでなければならない。

しかし、南アフリカには、この規定が正確には何を意味しているのかという問題を扱った判例は存在しない。それゆえ著者は、自らが制作したソフトウェアが新規性と進歩性を備えていると信じるソフトウェア開発者は、遠慮なく特許保護を求めるべきだと提言している。南アフリカには特許出願の実体審査が存在しないため、第三者からの異議申立が成功しない限り、ソフトウェア特許の出願は承認され、付与された特許は法的強制力を持つはずだからである。

・論争的となっている著作権法改正案を下院が採択¹¹

2022 年 9 月 1 日、著作権法改正案が南アフリカ国会により採択された。この法案は今後、上院にあたる全国州評議会 (National Council of Provinces) によって審議される予定である。

著作権法改正案が最初に上程されたのは 2015 年であるが、その当時からこの法案は大いに物議を醸してきた。フェアユース (公正利用) に関して米国の現行規定と類似した規定を導入させようとして、米国政府が (米国のテクノロジー企業の要請に応じて) 南アフリカ当局に相当の圧力をかけていたことを示唆する状況もあった。米国の規定に類似したフェアユース規定は、巨大テクノロジー企業に利益をもたらすと考えられている。こうした企業のビジネスモデルは、他人が創作した素材/コンテンツの利用に頼っているからである。

「新たな著作権法案により南アフリカはようやく 21 世紀に足を踏み入れる」 (*New Copyright Bill Will Take South Africa Into the 21st Century At Last*) と題された記事の中で、著作権コンサルタントで著者の Denise Nicholson はフェアユース規定を好意的に取り上げており、多くの国が同様な規定を著作権法に盛り込んでいると指摘している。新たな著作権法は多くのメリットをもたらすだろう、と著者は主張する。一例をあげれば、著作権紛争の審理のために新設される著作権裁判所 (Copyright Tribunal) を通じて、法的救済をより安価に利用できるようになるだろう。

¹⁰ <https://techcentral.co.za/the-patent-absurdities-surrounding-software-patents/215200/>

¹¹ <https://allafrica.com/stories/202209150072.html>

2016年に実施された調査が示すところでは、南アフリカの軍需産業は南アフリカ国内で10,000件の直接雇用および40,000件の間接雇用を創出する可能性があるという。

ウガンダ

・商標権侵害/詐称通用（パッシング・オフ）に関する判決¹²

ウガンダでは珍しい商標事件の判決に関する通知が届いた——カンパラ高等裁判所商事部が2022年8月に言い渡した判決である。この通知はウガンダの知財弁護士から届いたものである、という点に留意されたい。この判決は懸念を抱かせるものであり、ウガンダで営業する多国籍企業にとって重要な教訓を含んでいる。

事実関係

米国企業のIntel社は1968年に設立され、1972年には「Intel」という社名を米国で商標として登録していた。同社はウガンダにおいても、「Intel」の社名を1999年に第9類、2011年には第42類に商標登録していた。ウガンダの企業であるIntel Computers Limitedは2002年に設立された。同社の設立目的はコンピュータソフトウェアの販売、修理およびインストレーションであった。

米国のIntelは商標権侵害でIntel Computers Limitedを提訴した。原告Intelが提出した証拠は、同社の社名が世界中で非常に大規模に使用されていたこと、その使用がコンピュータ関連の広範な商品およびサービスに関係していることを証明するものであった。

抗弁

被告となったウガンダ企業は原告の主張に抗弁した。その抗弁は、同社はウガンダにおいて商号調査を行い、「Intel Computers」という名称が使用可能であることを確認しているため商標権侵害はなかった、というものであった。被告はさらに、自社の主要業務であるコンピュータ修理サービスは、米国Intel社がウガンダにおいて第42類の商標を登録する前から開始されていると主張した。自社は「Intel Computers」という社名の下で大きな営業上の信用を確立してきた、と被告は主張している。

裁判所

侵害の判断基準は合理的に消費者に混同を生じさせる可能性があるか否かというものだ、と裁判所は述べた上で、混同可能性を示唆する証拠はないとの判断を示した。裁判官は、自社は「Intel Computers」という名称を善意で採用したという被告の主張を否定するような証拠を提出しなかったとして原告を手厳しく非難している。

分析

今回の事案を報告してきたウガンダの弁護士は、今回の判決は懸念を生じさせるものであると感じており、裁判所は被告に社名の変更を命じるべきだったと仄めかしている。報告者は、裁判所が混

¹² Paul Asimwe. *Sipi Law Associates* <https://sipilawuganda.com/>

同可能性は存在しないと認定したという事実を危惧し、このような事案で要求される証拠の水準をありえないほど高く設定していると示唆している。ただし、報告者は同時に、「Intel」の商標がウガンダにおいて周知であり、したがってパリ条約第6条の2に基づいて保護されうることを示す証拠を提出しなかったという点で、米国 Intel の側もミスを犯したと考えている。

この事例が暗に与えてくれる教訓は、商標権者はコモンロー上の権利に頼ってはならない、必ず商標登録を取得しなければならない、ということである。

ザンビア

・電子文書による商標登録証が発行される見込み¹³

2022年8月23日、ザンビアの登録機関である特許企業登録局(Patents and Companies Registration Agency ; PACRA) は声明を発表した。それによれば、2022年9月1日以降、すべての商標登録証は電子文書として発行されることになる。登録の現状はオンラインで確認することができる。¹⁴

・新たな商標法案¹⁵

公衆から意見を募るため、「2022年商標法案」(Trademarks Bill 2022) が公開された。この法案が採択された場合、現行の「1958年ザンビア商標法」に代わって新法が施行されることになる。現行法は英国商標法を基礎としているが、元になった英国の商標法は1930年代に生まれた古色蒼然たる法律である。新法が採択されれば、ザンビアの商標法は大幅に刷新されることになる。特に重要な変更点を以下に挙げておく。

- 役務商標、団体商標および証明商標に関する規定
- 地理的表示(GI)に関する規定
- マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)の導入、すなわち国際商標登録に関する規定の導入
- 周知商標に関する規定
- マルチクラス出願
- 登録期間(10年)および更新期間
- 不当利得に基づく広範な侵害の主張に関する規定および識別力と評判の棄損に関する規定
- 証拠保全措置
- 国境での水際対策

¹³ <https://www.pacra.org.zm/?p=2128>

¹⁴ <https://www.tmdn.org/tmview/#/tmview>

¹⁵ <https://spoor.com/new-trade-mark-legislation-in-zambia-the-trade-marks-bill-2022/>

2. 他のトピック

ナイジェリア

- ・ 図書館業務における著作権コンプライアンスを保証 – ナイジェリア著作権委員会議長
<https://copyright.gov.ng/ensure-copyright-compliance-in-library-services-dg-ncc/>
- ・ 今日の現実に即したナイジェリア知財法の近代化 – Malami 氏（弁護士）
<https://allafrica.com/stories/202209130313.html>

南アフリカ

- ・ モデルナの特許に対抗して mRNA 使用を保護するよう諸団体がランブーサ大統領に要請
<https://www.bloomberg.com/news/articles/2022-09-13/groups-ask-ramaphosa-to-protect-mrna-use-against-moderna-patents?leadSource=verify%20wall>
- ・ AAD 2022（アフリカ航空宇宙エキスポ）において南アフリカの防衛関連の知的財産が市場に提供される
<https://www.defenceweb.co.za/featured/south-african-defence-ip-on-offer-at-aad-2022-exhibition/>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニューズレター Vol. 76

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年10月発行 禁無断転載

本ニューズレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニューズレターは、作成の時点で入手している情
報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメン
トは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証
するものでないことを予めお断りします。なお、本ニューズレターの内容の無断での転載、再配信、
掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情
報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に
提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねま
す。